

2021年度冬季に向けた 電力需給・市場価格対策について① (対策の周知について)

2021年10月26日 資源エネルギー庁

需給・市場価格対策の周知について

● 10月22日付けで資源エネルギー庁のHPにおいて、2021年度冬季の電力需給見通し を踏まえた需給・市場価格対策の一覧を公開。

掲載場所

https://www.enecho.meti.go.jp/category/electricity
and_gas/electricity_measures/winter/



関、一般送配電事業者が需給対策を講じるための指標として、kWh余力率を算出し公表します。

コンテンツ

①需給対策

- (ア) 広域機関による電力需給の見通し(kW・kWh)の確認及びkW・kWhひっ迫への対応
- (イ) 燃料ガイドライン
- (ウ)でんき予報
- エ)追加供給力の公募(東京エリア)
- (オ)電力・ガス需給と燃料(LNG)調達に関する官民連絡会議

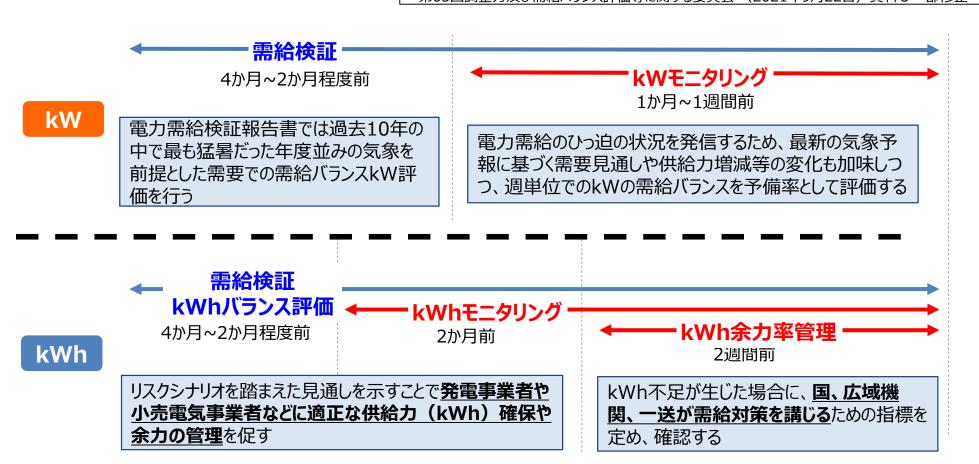
②市場価格対策

- (ア) 電力スポット市場等の価格高騰時における大手電力 事業者に対する監視及び情報公開
- (イ)ヘッジ市場の活性化(TOCOMとEEXの取引状況)
- (ウ)市場のセーフティネット(インバランス上限の設定)
- (エ) 地域や需要家への安定的な電力サービス実現に向けた市場リスクマネジメントに関する指針及び参考事例集
- (オ) 2021年度夏季及び冬季の電力需給見通しを踏まえた小売電気事業者・地域新電力向け勉強会
- →今後の審議会等での議論踏まえ、コンテンツは随 時充実させる予定。

① (ア) 広域機関による電力需給の見通しの確認及びひつ迫への対応

今冬、広域機関は、今回実施した電力需給検証後の供給力等の変化を継続的に確認することとし、①kW予備率のモニタリング(1ヶ月程度先までの週別バランス評価)、②kWh余力率のモニタリング(2か月程度先までの余力推移)を定期的に実施し、HPにて公表予定。

第65回調整力及び需給バランス評価等に関する委員会 (2021年9月22日) 資料3一部修正



① (イ) 燃料ガイドライン

- 電力の安定供給や電力市場の安定化のため、発電事業者(自家発電事業者を含む)が取る燃料調達行動の目安と、国・広域機関の取り得る対応や役割を示す、「燃料ガイドライン」(案)を策定し、第38回の本小委員会に提示。
- 9月3日~10月1日の間パブリックコメントを実施し、16件の御意見があり、HP上に回答を公表済。内容に関わる修文なく、ガイドラインを10月25日に策定。

<寄せられたご意見の例>

- ●「各社における運用下限の考え方については、対外的に公表されることが望ましい」とあるが、対外的な公表の方法や手続きについては、発電事業者の需給運用等への影響を踏まえたものとしていただきたい。
- これまで、LNGの余剰・不足を補ってきたのは、主に石油火力である。(中略)今回の異常高騰は、十分な運用ノウハウが無い中で石油を停止していることも一つの大きな要因と考えられるため、石炭・石油ともにガイドラインの対象にすべき。
- 広域機関におけるkWhモニタリングにおいてひっ迫が予見された場合に、需要(kWh)見通しに対する各事業者(BG・TSO)の費用負担を含めた対応責任範囲・分担についても速やかに整理し、制度設計頂きた

く燃料ガイドラインの位置づけと目次>

燃料ガイドラインは、電力の安定供給や電力市場の安定化のため、発電事業者が取る燃料調達行動の目安や、国・広域機関の取り得る対応や役割を示すもの。

- 1. ガイドライン策定の背景
- 2. ガイドラインの必要性
- 3. ガイドラインの位置づけ・対象
- 4. 燃料確保にあたって望ましい行動
 - (1)燃料調達の実態
 - (2) 燃料確保にあたって発電事業者に望まれる行動
- 5. 燃料ひつ迫を予防するための仕組みとひつ迫時の行動
 - (1)燃料ひつ迫を予防するための仕組み
 - ①発電情報公開システム (HJKS)による燃料制約情報の公開
 - ②燃料在庫のモニタリング
 - (2) 燃料ひつ迫が生じた際の対応
- 6. ガイドラインの見直しについて

①(ウ)でんき予報

- 現行のでんき予報の表示には、事業者によって対応や発信されるメッセージの内容にばらつきが生 じており、メッセージが明確でないケースがあった。
- そのため、7月には夏の高需要期に向け、発信すべき項目について、以下の通り統一し、メッセージ

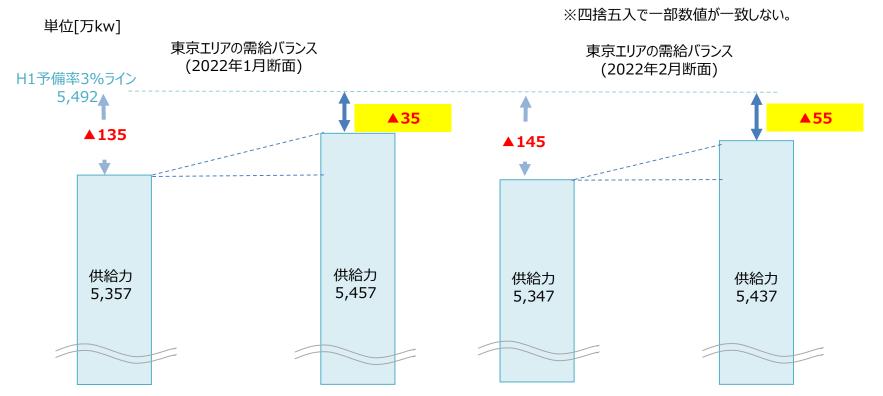
の更なる明確化を図った。 第37回 総合資源エネルギー調査会 電力・ガス事業分科会 電力・ガス基本政策小委員会資料 5 抜粋

広域融通等で3%確保できているケース (例:表示99% 実際97%)		実際の供給力よりも表示が過大なケース (例:表示90% 実際95%)	
現行	今後の対応	現行	今後の対応
一部の事業者は、定性 的なメッセージの発信とと もに、一時的にでんき予	需給状況が端的に伝わるよう、以下を明記する。	供給力に織り込まれている要素を具体に表示している事業者とそうでない事	需給状況が端的に伝わ るよう、以下を明記する。
報の表示停止も実施。 (実際のメッセージ例)	①予報の更新が遅れてい ること(該当する場合)	業者が混在。 (実際のメッセージ例)	①予報の更新が遅れてい ること (該当する場合)
●電力需要に対して必要な供給力は確保できています	②融通等を行っており、 電力の安定供給に支障 はないこと	●燃料在庫の減少により、 厳しい需給状況となって います	②現在の供給力に織り 込まれている要素を、具 体的に特定(揚水の潜 在供給量・火力発電の
●融通の要請を行っており、安定した需給を確保 できる見通しです		●燃料の在庫が少なくなるリスクが高まっている状況を踏まえると、電力需	燃料制約下での供給余 力 等)
●安定した電力の確保に 全力を尽くしております		給が悪化する可能性も 考えられます	③現在の使用率表示は 足下の供給力と直結しな いリスクを含む

① (エ) 追加供給力の公募 (東京エリア)

- 2021年4月、電力広域的運営推進機関が行った冬季の需給見通しでは、厳寒H1 需要に対し、東京エリアの2022年1月及び2月の予備率が3%を下回る見通しであることが判明。これを踏まえ、東京電力パワーグリッドが実施主体で、冬季の東京エリアの不足量を賄うため、追加の供給力公募を実施。
- 公募量は、55万kW(最大確保容量:80万kW)であり、落札量は約63万kWであった。

東京エリアにおける2022年1月・2月の需給ギャップ(2021年4月時点)



出典:電力広域的運営推進機関調べ

①(オ)電力・ガス需給と燃料(LNG)調達に関する官民連絡会議

- 本年10月21日、電力・ガス事業者をはじめ燃料調達を担う主要な事業者と資源エネルギー庁との間で、今冬の電気・ガスの需給の見通し、燃料であるLNGの調達・確保の重要性についての認識と懸念事項、当面の政策的対応等について、認識の共有を行った。
- 本連絡会において、資源エネルギー庁からは、
 - ✓ 冬季に向け、引き続き計画的かつ着実なLNGの調達をして頂きたいこと
- ✓ 今冬において、仮に電力需給がひっ迫した際には、**業界の垣根を越えた協力**をして頂きたいこと についてお伝えした。

第1回開催概要

●開催日時

2021年10月21日 10:00~10:30

●議題

今冬の国内の電力・ガスの需給とLNG調達について

参加事業者

●電気事業者

電気事業連合会、東北電力、JERA、関西電力、中国電力

- ●ガス事業者
- 日本ガス協会、東京ガス、東邦ガス、大阪ガス、西部ガス
- ●資源開発·商社

石油鉱業連盟、石油資源開発、INPEX、三菱商事、三井物産

●関係団体

電力広域的運営推進機関、石油天然ガス・金属鉱物資源機構





▮ ※完全オンライン開催

② (ア) 電力スポット市場等の価格高騰時における大手電力事業者に対する監視及び情報公開

昨年度冬期に発生した電力スポット市場価格高騰の検証結果を踏まえ、電力・ガス取引監視等委員会において、同市場等の価格高騰時における大手電力事業者に対する監視及び情報公開についての対応を定めた。

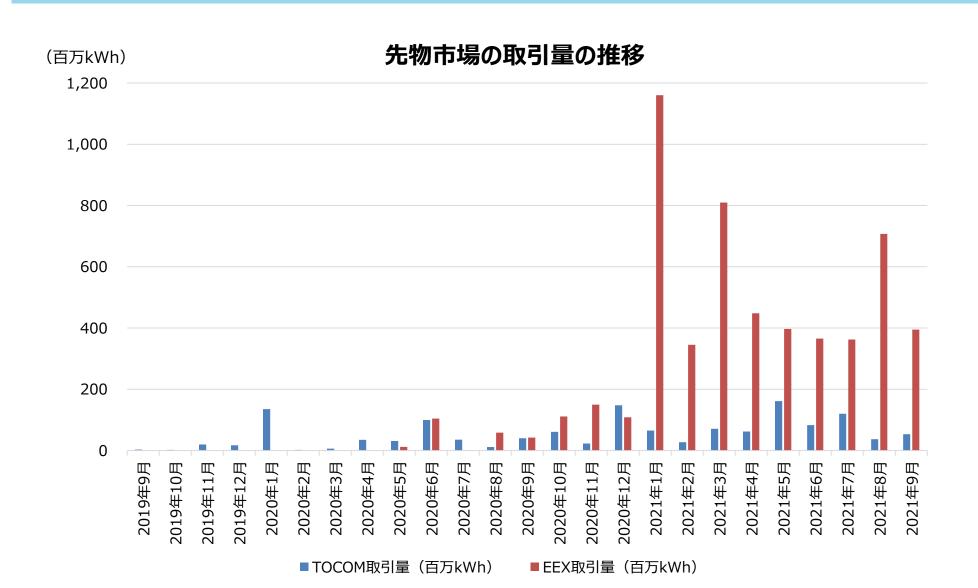
電力スポット市場等の価格高騰時における大手電力事業者に対する監視及び情報公開 (電力・ガス取引監視等委員会)

「電力スポット市場におけるコマ毎のシステムプライス、エリアプライス、時間前市場におけるコマ毎平均価格のいずれか」が、「30円以上」となった場合、

- ①旧一般電気事業者(※1)に対して、電力スポット市場へ余剰電力全量の売り入札を行ったことを示すデータの提供を求め、これを確認します
- ②各社(※2)の自社需要見積もり及び需要実績に関するデータについて、速やかに当委員会ホームページにおいて公表します(※3、※4)
- (※1)北海道電力、東北電力、東京電力エナジーパートナー、中部電力ミライズ、JERA、北陸電力、関西電力、中国電力、四国電力、九州電力
- (※2) 北海道電力、東北電力、東京電力エナジーパートナー、中部電力ミライズ、北陸電力、関西電力、中国電力、四国電力、九州電力
- (※3) 旧一般電気事業者は、スポット市場への入札に当たり、自社需要見積もりを算定・控除した上で、入札可能な量を計画しています。昨年度 冬期に発生した電力スポット市場価格高騰に際しては、特定の日においては、この自社需要見積もりと実績値の乖離が見られたことから、各社の需要 見積もりの精緻化を図り透明性を高めるため、需要見積もりと需要実績を比較することの重要性が制度設計専門会合において指摘されたところです。
- (※4)上記の自社需要見積もり及び需要実績のデータの公表については、システムプライスまたは時間前市場約定価格が基準に該当する場合には全ての旧一般電気事業者(沖縄電力を除く)を、エリアプライスが基準に該当する場合には当該エリアの旧一般電気事業者を対象として、価格高騰の翌週を目途に下記のホームページにおいて公表します。

②(イ)ヘッジ市場の活性化(TOCOMとEEXの取引状況)

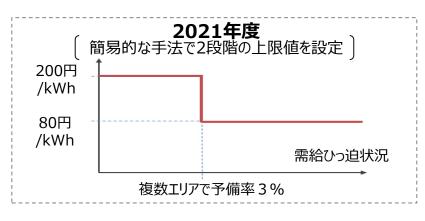
先物市場の取引量は昨年と比較し、大きく増加傾向。



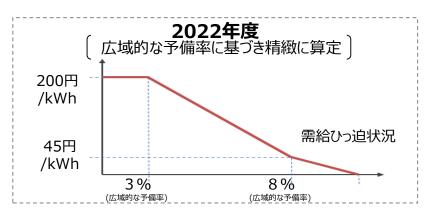
② (ウ) 市場のセーフティネット (インバランス上限の設定)

- 市場価格が需給ひつ迫状況等から乖離して上昇することがないようにするためのセーフティネットとして、一般送配電事業託送供給等約款料金算定規則等を改正(2021年7月1日施行)。
- 具体的には、下記の通り。
 - 1. 一般送配電事業者が前日夕方に公開する「でんき予報」上の各日に最初に公表された予想予備率(使用率ピーク時)が複数の供給区域で3%以下となる場合、インバランス料金の上限価格を200円/kWhとする。
 - 2. 上記以外の場合、インバランス料金の上限価格を80円/kWhとする。

インバランス料金の算定イメージ





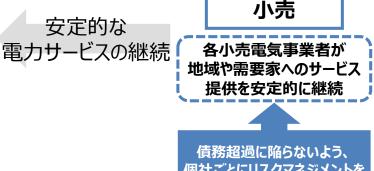


(エ)地域や需要家への安定的な電力サービス実現に向けた市場リスク マネジメントに関する指針及び参考事例集

- 2020年度冬期のスポット市場価格の高騰等、スポット市場における取引には大きな価 格変動リスクが伴う。地域や需要家に対し、安定的な電力サービスを実現するために、 電気事業者は、スポット市場が大きな価格変動リスクを伴う市場であることを改めて認識 し、適切にリスクマネジメントを実施していく必要。
- このため、電気事業者におけるリスクマネジメントの一助となるよう、電気事業者において 実施が望ましいと考えられる行為を指針としてまとめるとともに、電気事業者のリスクマネ ジメントの参考となるよう、参考事例集を作成し、現在、意見募集中(10/29まで)。

<本指針・参考事例集の目的及び対象リスクの全体像>

需要家 安定的な 地域や需要家への安定的な 電力サービスの継続が重要



市場取引 •相対取引等

電力システム全体で 必要な供給力を確保 (設備・燃料)

発雷

個社ごとにリスクマネジメントを

発電事業者が通常の取引によって、 収益を維持していくに当たり、 リスクマネジメントを実践

② (オ) 2021年度夏季及び冬季の電力需給見通しを踏まえた小売電気 事業者・地域新電力向け勉強会

本年度の夏季及び冬季の電力需給見通しがここ数年で最も厳しい見通しになっていることを踏まえ、6月23日に小売電気事業者向け勉強会、6月25日に地域新電力向け勉強会をオンラインで開催※。また、11月9日に再度、小売電気事業者向け勉強会を開催する予定。

※参考(資源エネルギー庁HP): https://www.enecho.meti.go.jp/category/electricity_and_gas/electric/shiryo_joho/2021062325.html

11月9日勉強会 コンテンツ (案)

- 1. 需給ひつ迫を踏まえた冬季の需給モニタリング等の対応について(電力広域的運営推進機関)
- 2. 冬季の需給状況を見据えた、リスクヘッジの取組について
 - ① 諸外国の電力需給・価格状況と電力先物取引について(EEX)
 - ② 地域や需要家への安定的な電力サービス実現に向けた市場リスクマネジメントに関する指針の制定について(資源エネルギー庁)
 - ③ リスクマネジメントやヘッジ取引の具体的な手法について(株式会社enechain)
 - ④ リスクヘッジを競争力強化につなげる〜地域新電力の事例から〜(一般社団法人 ローカルグッド 創成支援機構)
- 3. 2021年度冬季の電力需給見通しを踏まえた需給ひっ迫・市場価格高騰対策について(資源エネルギー庁)